

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の  
一部負担金及び保険料の取扱いについて

標記については、本日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等により被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについて、下記の内容を改めて周知いたしますので、その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知を図るよう、よろしくお願いします。

記

- 1 後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条、第111条及び第115条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成22年11月9日保高発1109第1号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記1に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第106条第6号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。  
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。
- 3 被保険者等に対し、上記1及び2についての周知徹底に努めること。
- 4 上記1による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第1号又は第2号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。